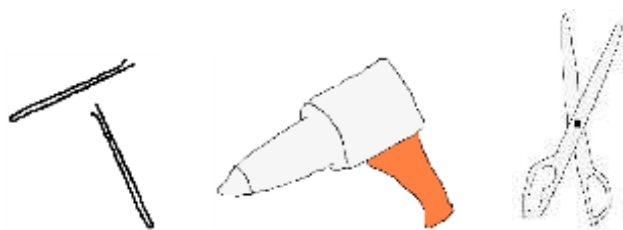


# 美容所のてびき



東京都西多摩保健所

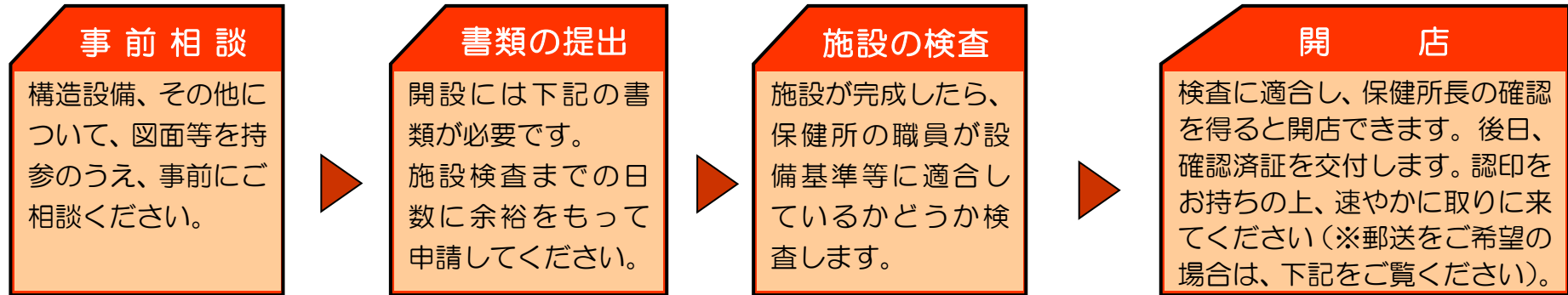
生活環境安全課環境衛生第一・第二担当

〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目167番地の15

電話 0428(22)6141

ファックス 0428(23)3987

## 美容所開設までの手続き



## 開設時に必要な書類

- ✂ 開設届
- ✂ 構造設備の概要
  - ❖ 施設の平面図
- ✂ 従業者名簿
  - ❖ 有資格者の免許証（本証提示）
  - ❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患の有無がわかる、3か月以内のもの）
  - ❖ 管理美容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（本証提示）
- ✂ 検査手数料（24,000円）
- ✂ 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（原本提示）
- ✂ 開設者が外国人の場合：住民票の写し（国籍等の記載があるもの）

※ 確認済証の郵送を希望する場合：

送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520円／対面受取りとなります）をご用意ください。

# (例) 美容所 構造設備概要

## 消毒済み器具保管場所

- ・ 汚染を受けないよう密閉された場所に保管

## 床・腰板

- ・ コンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料

## 客待ち場所

- ・ 作業室には、作業中の客以外みだりに出入りさせない。
- ・ 作業室と明瞭に区分

## 美容いすの台数・作業室床面積

- ・ 1作業室の面積は13㎡以上であること（うちのり内法により算定）
- ・ 美容いす（セットいす、シャンプーいす、コールド待ちいす等）は、作業室面積13㎡の場合、6台まで、さらに、美容いすを1台増すごとに3㎡を加えた面積以上とする。

## 毛髪箱、汚物箱

- ・ 各々別途に備える。
- ・ 各々ふたつきのもの

## 未洗浄布片入

## 消毒設備

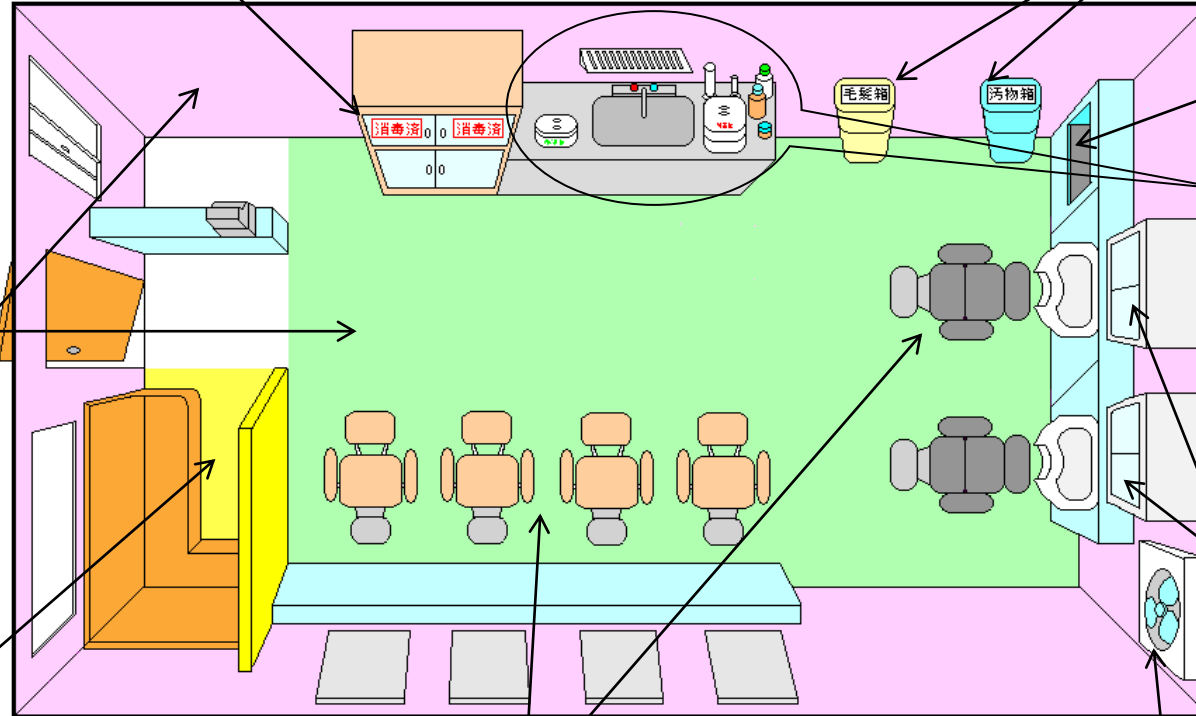
- ・ 流水装置のある洗場
- ・ 消毒薬・計量器具
- ・ 未消毒器具容器
- ・ 器具消毒用容器
- ・ 器具乾燥棚等を備えること

## 洗浄・消毒済み布片格納棚

- ・ 汚染を受けないよう、扉などがついた場所に保管

## 採光・照明・換気

- ・ 採光、照明及び換気を十分に確保
- ・ 作業面は、100ルクス以上
- ・ 室内の炭酸ガス濃度は0.5%以下



## 美容所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

### ◆ 新規開設届

- ✕ 開設者が変更（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ✕ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ✕ 施設を大規模に増改築
- ✕ 施設を建て替え 等

#### 必要書類

- \* 「開設までの手続き」をご覧ください。

### ◆ 変更届

- ✕ 法人代表者が変更
- ✕ 施設を小規模に増改築 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。  
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかわるもの（イスの数など）となります。

\* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。

#### 必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類  
(履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面等)

### ◆ 従業員変更届

- ✕ 従業者の新規雇用、異動、退職等

#### 必要書類

- \* 従業者変更届
- \* 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内の発行のもの）

### ◆ 承継届

- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ✕ 法人が合併・分割した。

#### 必要書類

- \* 承継届
  - \* 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
  - \* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
    - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹
- 被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。  
法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

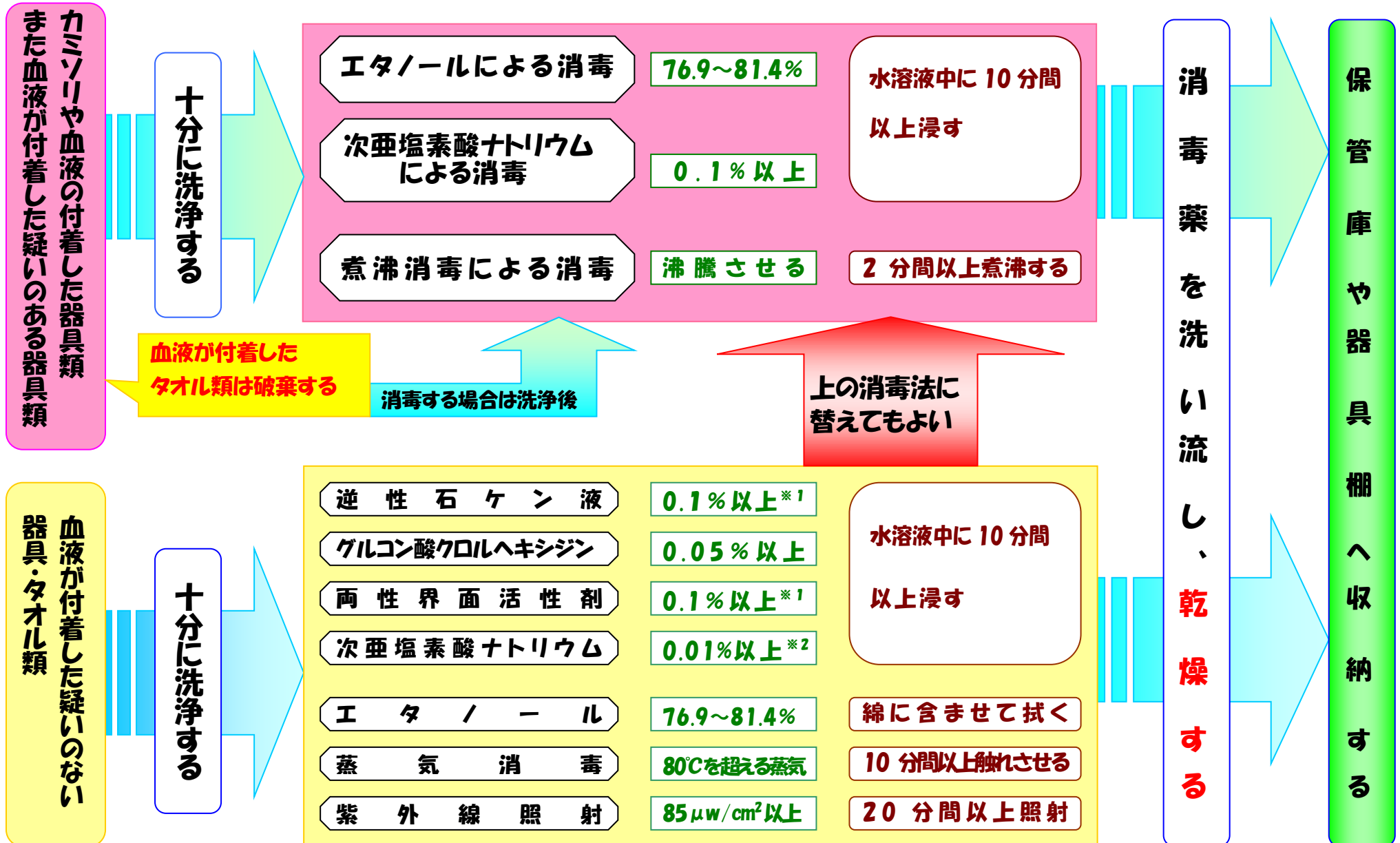
### ◆ 廃止届

- ✕ 営業をやめた。 等

#### 必要書類

- \* 廃止届

# 器具類の洗浄と消毒方法



\*1 0.1~0.2%を目安とする。 \*2 0.01~0.1%を目安とする。

## 美容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	ハサミ・クシ・ブラシ・タオル等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	開放型暖房器具等（石油ストーブなど）を使用するときは、定期的に換気すること
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
健康診断	従業者は定期的に健康診断を受けること

## 関係機関一覧

美容師試験・免許証・管理美容師講習会に関すること
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 〒135-8507 東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F Tel 03-5579-0911
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 Tel 03-3445-8751